

平成30年 No. 1

○東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令との整合性をとるため、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年 1 月 9 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第 1 号

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部を改正する規程

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第 2 号）の一部について，別紙新旧
対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について

改正理由：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令との整合性をとるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>別表第1 (別紙A参照)</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成30年1月9日から施行し、平成29年10月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>別表第1 (別紙B参照)</u> 〔省略〕